



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 2
- 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 4
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 6
- 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）…………… 8
- 沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（福祉政策課）…………… 9
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課）…………… 10

訓 令

- 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 11

人事委員会事項

- 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 12
- 育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… 12
- 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 13

選挙管理委員会事項

- 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示…………… 13

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対して任命権者が講ずべき措置等を定めることとした。（第17条の4 関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（第17条の5 及び第17条の6 関係）
- 3 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 部分休業をすることができない職員の要件を改めることとした。（第26条関係）
- 2 第1号部分休業の承認について定めることとした。（第27条関係）
- 3 第2号部分休業の承認について定めることとした。（第27条の2 関係）
- 4 部分休業の請求を申し出る1年の期間について定めることとした。（第27条の3 関係）
- 5 第2号部分休業を請求できる時間の上限について定めることとした。（第27条の4 関係）
- 6 部分休業の申出の内容を変更することができる場合の特別の事情を定めることとした。（第27条の5 関係）
- 7 その他所要の改正を行うこととした。（第28条及び第29条関係）
- 8 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 9 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 県内に収益事業を行う事務所等を有するマンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却

組合に法人の県民税を課すこととした。(第18条関係)

- 2 個人の県民税について総所得金額等から控除するものの対象として特定親族特別控除を加えることとした。(第21条及び第28条関係)
- 3 加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例を定めることとした。(附則第14条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。(第85条及び附則第17条の7 関係)
- 5 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。(附則第1 項)
 - (1) 4に係る部分 公布の日
 - (2) 2に係る部分 令和8年1月1日
 - (3) 1及び3に係る部分 令和8年4月1日
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2 項から第5 項まで)

○ 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 個人演説会告知用ポスターを廃止することとした。(第2 条関係)
- 2 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担の限度額を引き上げることとした。(第10条及び第14条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、令和8年1月1日から施行することとした。(附則第1 項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2 項及び第3 項)

○ 沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 名護市、大宜味村、恩納村、宜野座村、北谷町、北中城村及び竹富町の区域に置かれる民生委員の定数を改めることとした。(本則関係)
- 2 この条例は、令和7年12月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 与那原マリーナの港湾施設における艇長9メートル未満の船舶に係る海上係留の使用料の徴収根拠を定めることとした。(別表第6 関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(別表第5 及び別表第6 関係)
- 3 この条例は、令和7年9月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。(附則第1 項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2 項)

条 例

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第35号

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第17条の5を第17条の6とする。

第17条の4第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の5とする。

第17条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の4 任命権者は、沖縄県職員の育児休業等に関する条例第30条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例第30条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第 17 条の 4 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第 36 号

沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年沖縄県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第 27 条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 27 条第 2 項中「非常勤職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。）」を加え、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 27 条の 2 法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第

2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第27条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第27条の4 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第27条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第28条中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第29条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第29条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求す

る場合の改正後の条例第27条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第37号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第21条中「扶養控除額」の次に「、特定親族特別控除額」を加える。

第28条第1項ただし書中「若しくは法第34条第4項」を「、法第34条第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（法第34条第1項第12号に規定する特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第85条第3項第2号中「第39条の9の2第4項から第8項まで」を「第39条の9の2第4項から第7項まで」に改める。

附則第14条及び第15条を次のように改める。

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第14条 令和 8 年 4 月 1 日以後に第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第74条第2項第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第84条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第85条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第74条第2項第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部

又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第4条の2で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第4条の3で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第84条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第10条で定めるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前2項の規定の適用は、施行令附則第9条の4に規定する方法により行う。

第15条 削除

附則第17条の7第4項中「第4条の11第14項」を「第4条の11第11項」に、「第4条の11第15項」を「第4条の11第12項」に、「第4条の11第13項」を「第4条の11第10項」に改め、同条第5項中「第4条の11第19項」を「第4条の11第13項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第85条第3項の改正規定並びに附則第17条の7第4項及び第5項の改正規定 公布の日

- (2) 第21条の改正規定及び第28条第1項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定

令和 8 年 1 月 1 日

- (3) 第18条第 5 項の改正規定、附則第14条及び第15条の改正規定並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定 令和 8 年 4 月 1 日
(県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第21条及び第28条第 1 項の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年度分の個人の県民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（法第34条第 1 項第12号に規定する特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
(県たばこ税に関する経過措置)
- 4 次項に定めるものを除き、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 5 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、沖縄県税条例第83条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第85条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第14条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 沖縄県税条例第85条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第14条第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第14条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第38号

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第143条第 1 項第 4 号の 3 の個人演説会告知用ポスター（沖縄県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号」を「第143条第 1 項第 5 号」に改める。

第10条第 1 号中「7 円73銭」を「8 円38銭」に改め、同条第 2 号中「38万6,500円と 5 円18銭」を「419,000円と 5 円62銭」に改める。

第14条第 1 号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第 2 号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 4 項の改正規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 2 条第 4 項の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された沖縄県知事の選挙については、なお従前の例による。

沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第39号

沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県民生委員の定数を定める条例（平成26年沖縄県条例第67号）の一部を次のように改正する。

本則の表名護市の項中「109人」を「111人」に改め、同表大宜味村の項中「19人」を「20人」に改め、同表恩納村の項中「20人」を「18人」に改め、同表宜野座村の項中「12人」を「13人」に改め、同表北谷町の項中「48人」を「50人」に改め、同表北中城村の項中「32人」を「38人」に改め、同表竹富町の項中「18人」を「19人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第40号

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 第 5 項の表中「原動機付自転車及び自動二輪車」を「一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車」に改め、別表第 5 備考 5 中「原動機付自転車」、「自動二輪車」を「一般原動機付自転車」、「普通自動二輪車」、「大型自動二輪車」に、「原動機付自転車、自動二輪車」を「一般原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車」に改める。

別表第 6 第 1 項の表中

「	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5"></td><td>2,150</td></tr><tr><td colspan="5"></td><td>円</td></tr></table>												2,150						円	」		「	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2,150</td><td>2,150</td><td>2,150</td><td>2,150</td><td>2,150</td><td>2,150</td></tr><tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>							2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	円	円	円	円	円	円	」	に、
					2,150																																						
					円																																						
2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150																																						
円	円	円	円	円	円																																						
「	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5"></td><td>43,350</td></tr></table>												43,350	」		「	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>43,350</td><td>43,350</td><td>43,350</td><td>43,350</td><td>43,350</td><td>43,350</td></tr></table>							43,350	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350	」													
					43,350																																						
43,350	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350																																						

--	--	--	--	--	--

を

円

」

--	--	--	--	--	--

452,390	円
---------	---

を

452,390	円	452,390	円	452,390	円	452,390	円	452,390	円	452,390	円
---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---

別表第6第5項の表中「原動機付自転車及び自動二輪車」を「一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車」に改め、別表第6備考5中「原動機付自転車」、「自動二輪車」を「一般原動機付自転車」、「普通自動二輪車」、「大型自動二輪車」に、「原動機付自転車、自動二輪車」を「一般原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車」に改める。

附 則

(施行期目)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、別表第5第5項の表の改正規定、別表第5備考5の改正規定、別表第6第5項の表の改正規定及び別表第6備考5の改正規定は、公布の日から施行する。

(經過措置)

- 2 改正後の別表第6第1項の表の規定は、令和7年9月1日以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、同日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

訓令

沖縄県訓令第18号

知事部局
労働委員会事務局

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令

(会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部改正)

第1条 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項各号中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

(国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部改正)

第2条 国際交流員の勤務条件の特例に関する規程（令和2年沖縄県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

人事委員会事項

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第19号**勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項及び第9条の3第2項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

第9条の3の次に次の1条を加える。

(3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間)

第9条の4 条例第17条の4第2項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間とする。**附 則**

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第20号**育児休業等に関する規則の一部を改正する規則**

育児休業等に関する規則（平成11年沖縄県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第21号

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和 2 年沖縄県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項各号中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第42号

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 31 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成 7 年沖縄県選挙管理委員会告示第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字」を加える。

第 1 号様式その 1 備考 2 中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

第 2 号様式その 1 中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その 1 備考 5、同様式その 2 備考 4 及び同様式その 3 備考 4 中「届け出る」を「提出する」に改める。

第 3 号様式その 1 中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

第 4 号様式その 1 中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その 2 中

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備 考	を
---------	-----------------------------------	-----------	-------------	-----	---

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考	に
---------	---	-------	--------	----	---

改め、同様式その 2 備考 1 中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その 2 備考 2 及び備考 3 中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

第 5 号様式備考 4 (2) ア中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改め、同様式備考 4 (2) イ中「386,500 円」を「419,000 円」に、「5 円 18 銭」を「5 円 62 銭」に改める。

第 6 号様式備考 4 (2) ア中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に、同様式備考 4 (2) イ中「28 円 35 銭」を「30 円 73

銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

第7号様式その1備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その1（別紙）その2中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その2（別紙）備考1(1)中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同様式その2（別紙）備考1(2)中「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(1)中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(2)中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

この告示は、令和7年7月31日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1